

農業委員会だより

令和3年4月 第61号(年2回発行) 編集・発行：板橋区農業委員会 電話 3938-5114



区民農園の収穫の様子



赤塚支所前の宝船の様子

農地利用状況調査について

農業委員会では、農地法第30条の規定により、毎年1回、農地利用状況調査を行っています。今年度は令和2年10月29日に、区内すべての生産緑地の利用状況を調査しました。良好に肥培管理されている農地が大半でしたが、一部で管理が不十分な農地も見受けられました。また、生産緑地の標識が生け垣などで隠れている事例もありました。

肥培管理が適正になされていない生産緑地については、農業委員会で指導を行っています。

適正に肥培管理がなされていない場合、相続税納税猶予制度の適用の打ち切りや、特定生産緑地制度への移行ができなくなる可能性がございますので、日々の適正な農地の管理をお願いいたします。



肥培管理が良好な農地

第60回企業的農業経営顕彰・令和2年度農業功労者表彰の受賞

板橋区からは次の方々が受賞されました。誠にありがとうございます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年2月18日にKOTORIホール（昭島市民会館）において開催を予定していましたが第62回東京都農業委員会・農業者大会は、残念ながら中止になりました。



《右から》

・榎本 勇さん
企業的農業経営顕彰
東京都農業会議会長賞

・小原 昭雄さん
令和2年度農業功労者表彰

平成4年・5年に指定された生産緑地をお持ちの所有者の方へ (特定生産緑地制度について)

【制度内容】 生産緑地の指定告示から30年を迎える前に、買取申出の開始時期を所有者が自らの意思により10年延長する制度です。

【対象者】 平成4年・5年に指定された生産緑地をお持ちの所有者

【申込期限】 **平成4年指定農地…令和3年5月末まで**

平成5年指定農地…令和4年5月末まで

※指定告示から30年経過後は、特定生産緑地に指定することができないため、お早めの手続きをお願いいたします。

【必要書類】

- ① 特定生産緑地指定希望兼農地等利害関係人同意確認書
- ② 登記事項証明(全部事項)(発行日から3か月以内のもの)
- ③ 印鑑登録証明書

【提出先・お問合せ】

農業委員会事務局 3938-5114

都市整備部都市計画課 3579-2552



約75%の生産緑地が特定生産緑地へ移行します。(4/15時点)

特定生産緑地の申請状況について (令和3年4月15日時点)

- *平成4年と平成5年に指定した生産緑地 53地区 (約7.76ha)
- *既に特定生産緑地へ申請済の生産緑地 41地区 (約5.81ha)
- *特定生産緑地の申請を受けていない生産緑地 12地区 (約1.95ha)

都市農地貸借円滑化法の制定により、生産緑地の貸借がしやすくなりました。区民農園として貸し付ける場合、固定資産税や都市計画税が免除されます。

区内に一団で300㎡以上の農地をお持ちの方へ(生産緑地の追加指定について)

板橋区では、生産緑地の追加指定に取り組んでおり、現在では約9ヘクタールの農地が生産緑地に指定されています。生産緑地の指定を受けると、行為制限や農地の維持管理義務が発生する代わりに、**固定資産税等の優遇措置**が受けられます。

詳しくは、農業委員会事務局までご連絡ください。

【指定対象となる農地】

面積**300㎡以上**の良好に耕作されている一団の農地で、法定要件及び区の指定基準に該当するもの。

区政功労者表彰

令和2年10月1日に令和2年度板橋区政功労者表彰式が行われました。

農業関係では、板橋区農業委員会会長・会長職務代理を務められました田中喜一郎さんが表彰されました。誠におめでとうございます。



田中 喜一郎さん

板橋区と東京あおば農業協同組合との災害時における応急対策に関する協定について

災害が発生した場合に、被災者が緊急避難的に農地等（畑）に立ち入ることや、作付けしている農作物をご提供いただく旨の協定を、平成7年に（当時は板橋農業協同組合）締結しています。万が一、災害が発生した際には、被災者の受け入れ等にご協力をお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

相続や共有持分の放棄、法人の合併等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の届出が必要です。相続発生日から10か月以内に農業委員会にお届けください。

また、相続した農地（生産緑地以外）を転用する場合は、農地法第4条、または農地法第5条の届出が必要です。届出が受理されると転用ができるようになります。

※ 転用とは、農地を農地以外（建物を建てる、駐車場にするなど）に利用することです

農業者年金のご案内

農業者年金は、加入者・受給者数などの影響を受けにくい積立方式（確定拠出型）の公的年金です。また、支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となります。

加入資格等詳しくは農業委員会事務局までご連絡ください。

（農業者年金のお申込みはJAの窓口になります。）

